

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成23年7月22日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年6月1日	左京区	下鴨西林町	1	—	—	平成23年6月1日
		一乗寺築田町	3	—	—	
		一乗寺下り松町	2	—	—	
		上高野松田町	8	—	—	
		上高野口小森町	1	—	—	
平成23年6月2日	左京区	山端壺町田町	1	—	—	平成23年6月2日
平成23年6月3日	伏見区	深草西浦町六丁目	1	—	—	平成23年6月3日
		竹田久保町	1	—	—	
平成23年6月5日	山科区	大塚野溝町	—	2	2	平成23年6月5日
平成23年6月7日	下京区	西七条名倉町	6	—	—	平成23年6月7日
	右京区	花園寺ノ内町	10	—	—	
		西院安塚町	1	—	—	
平成23年6月8日	伏見区	桃山南大島町	4	—	—	平成23年6月8日
		桃山町和泉	14	—	—	
		桃山町丹後	3	—	—	
		桃山町養斉	—	—	3	
平成23年6月10日	山科区	音羽役出町	1	—	—	平成23年6月10日
		勸修寺縄手町	—	—	1	
		川田御輿塚町	1	—	—	
	西京区	下津林南大般若町	18	—	—	
		下津林東芝ノ宮町	3	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年6月10日	西京区	川島粟田町	1	—	—	平成23年6月10日
平成23年6月14日	中京区	壬生東土居ノ内町	6	—	—	平成23年6月14日
		西ノ京銅駝町	4	—	—	
		西ノ京伯楽町	2	—	—	
		西ノ京上平町	1	—	—	
		西ノ京月輪町	1	—	—	
平成23年6月15日	左京区	静市市原町	5	—	—	平成23年6月15日
		岩倉花園町	1	—	—	
平成23年6月17日	伏見区	小栗栖森本町	21	—	—	平成23年6月17日
		桃山町山ノ下	1	—	—	
平成23年6月21日	上京区	馬喰町	2	—	—	平成23年6月21日
	右京区	龍安寺塔ノ下町	3	—	—	
		花園内畑町	3	—	—	
		常盤山下町	1	—	—	
		鳴滝本町	3	—	—	
		嵯峨釈迦堂大門町	1	—	—	
		嵯峨甲塚町	1	—	—	
平成23年6月22日	山科区	大塚野溝町	5	—	—	平成23年6月22日
		北花山市田町	6	—	—	
		北花山寺内町	1	—	—	
		御陵原西町	—	3	—	
		川田中畑町	1	—	—	
		西野山中鳥井町	2	—	—	
	伏見区	醍醐京道町	1	—	—	
		醍醐古道町	—	—	1	
		石田内里町	—	—	1	
		日野西風呂町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年6月24日	南区	上鳥羽山ノ本町	6	—	—	平成23年6月24日
平成23年6月27日	山科区	勸修寺本堂山町	—	—	1	平成23年6月27日
	伏見区	深草谷口町	—	—	1	
		小栗栖森本町	6	—	2	
		石田川向	—	—	1	
		石田森東町	—	—	1	
平成23年6月28日	東山区	福稲柿本町	4	—	—	平成23年6月28日
		本町十丁目	1	—	—	
		本町十四丁目	5	—	—	
		西之門町	9	—	—	
		東瓦町	5	—	—	
	伏見区	深草直違橋九丁目	8	—	—	
		深草直違橋十丁目	2	—	—	
		深草ヲカヤ町	2	—	—	
		深草川久保町	2	—	—	
		深草下川原町	3	—	—	
平成23年6月29日	右京区	太秦面影町	13	—	—	平成23年6月29日
		太秦上ノ段町	6	—	—	
		嵯峨甲塚町	16	—	—	
平成23年6月30日	伏見区	深草北鍵屋町	—	—	2	平成23年6月30日
		深草大亀谷八島町	—	—	1	
		深草大亀谷西久宝寺町	—	—	1	
		桃山町丹下	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2 番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)